

食育を総合的に推進していくため、健康福祉部、農政水産部、教育委員会等、関係部局の連携体制を構築したところであり、本事業を重点的な取り組みの一つとして位置づけ、各部局が協力しながら進めていくこととした。

また、平成18年度においても、栽培から食することに至るまでの一連の体験機会を設けることとし、併せて、都市地域において田んぼの確保が困難な学校でも実施できるよう、補助金交付要綱を見直し、ポット栽培や菜園での取り組みも事業対象とするなど、本事業が県内全ての小学校で一斉に実施できるよう予算措置を講じた。

さらに、地域における食育活動についても、そのモデルとなる集落を育成する「親と子のおにぎり体験事業」を実施することとするなど、取り組みの促進を図っていくこととした。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監 査 の 意 見
-----------

○過年度事業分の未登記用地について

過年度事業分の未登記用地については、各振興局等において、計画的に解消を図っているが、なお多くの登記未了用地がある。その処理および対応についてさらに検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(農政水産部耕地課)

過年度に取得した用地の未登記案件については、これまでからその解消に向けて努力してきたが、相続関係人が多岐にわたっているものや転売されて名義人が替わる等で交渉が難航するなど、相当の時間を要している状況である。

このため、個々の案件の課題について専門家の助言を得たり、進捗管理の強化を行うなど、さらに工夫を凝らし解消に向けて努力していく。

(土木交通部監理課)

昭和40年代に公共事業用地の取得に伴う未登記用地の存在が全国的に表面化し、新たな未登記用地の発生を未然に防止すると共に、未登記となっている土地については、権利関係が不安定なことから、早期に所有権移転登記を完了することが求められることになった。このため、昭和58年に「過年度未登記用地処理要領」を定めて処理方針を明らかにし、第一次から第三次まで五カ年計画を策定しその解消に努めてきた。

過年度未登記処理の第三次五カ年計画は平成15年度に終了し、一定の解消可能なものの処理は完了したと判断される。しかしながら、解消できない未登記用地が未だ数多く存在し、これらの解消には種々の解決すべき問題が含まれている。平成16年度より3か年で県下残未登記筆数について、登記事務に精通した司法書士協会に未登記原因の分析、解消等検討・整理を委託し、計画的な解消に努めている。今後の処理方針については、難しい案件が残っている現状では投資効果が望めず、通常業務の中で経費の掛からない未登記解消方策を検討する必要がある。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監 査 の 意 見
-----------

○土木工事の設計変更について

土木工事の設計変更については、「土木工事の設計変更等に関する取扱い要綱」等に基づき行われているが、工事請負契約において、なお多数の設計変更をしている事例が見受けられる。

安易な変更は入札・契約制度の公平性や競争性を損なうおそれがあることから、一層厳格な運用により工事の計画的な執行に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(琵琶湖環境部下水道課)

下水道工事については、現場が地中部であり土質状況等を発注時においてすべて確認出来ないため、設計変更についてはやむを得ないと判断されるものもあるが、積算担当者に工事の発注にあたっては、調査等を適切に行って設計積算し、安易な変更を行うことのないよう努められたい。

いよう指導している。

平成17年11月技術評価委員会の会議で流域下水道事務所長に指導を行ったところであり、今後も、引き続き設計積算担当者を指導していきたい。

(琵琶湖環境部森林保全課)

治山・林道工事については、現場が山間部にあり、土質状況等発注時において確認困難な要素を含んでいることが多く、設計変更についてはやむを得ないと判断されるものも多い。

こうしたなか、工事の発注にあたっては、十分現地調査を行ったうえ発注を行い、安易な変更を行うことのないよう指導している。今年度においても11月および2月に各振興局・県事務所の担当者を集めた会議で指導を行ったところであり、今後も、引き続き各振興局・事務所に対して指導していきたい。

(農政水産部耕地課)

事前に調査や地元調整等を十分に行い、当初の設計段階で必要な事項を的確に盛り込むよう所課長会議において周知徹底した。

また、要綱の一層厳格な運用について、関係者に周知し、工事の計画的な執行に努めるよう指導した。

(土木交通部監理課)

土木工事については、気象・地質等の自然的条件や社会的制約を強く受けることから、施工条件が当初設計と異なりやむを得ない場合があるが、設計変更を極力少なくするため、計画・調査を充分に実施するよう指導している。

今後とも引き続き、より適切な設計を行うよう関係職員を指導したい。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監 査 の 意 見	
○青写真焼付等にかかる単価契約について	
青写真焼付等にかかる単価契約において、納品時および支払時の検査・確認事務が適正でなかったため、置き換えられた請求書により支払がされた事例が見受けられたので、チェック機能を十分働かせ、適正な会計事務が実施されるよう指導、研修等に努められたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(琵琶湖環境部下水道課)	
本課・各流域下水道事務所では、発注時、納品時、支払時にそれぞれ適正な検査・確認事務を行うため、平成16年度下半期の契約から、まず単価基本契約の内容と単価基本契約外の発注に際しては経理担当者に確認のうえ発注することを全職員に対して周知徹底した。また、発注票(正・副)の様式を定め、その発注票(正)と原稿をもって業者に発注し、納品時には発注者の控えである発注票(副)と現物で確認のうえ、納品書に発注者が確認印を押印し、発注票(副)とともに経理担当者に渡すこととし、支払時には、経理担当者が業者からの請求書と、発注者からの発注票(副)と納品書の内容に相違ないか、よく確認のうえ事務処理をすることとした。	
このことについて、本課内会議で改めて全職員に対して周知徹底するとともに、各流域下水道事務所でも所内会議で周知徹底するよう指導した。今後も下水道関係職員が集まる下水道連絡調整会議や下水道庶務会議などあらゆる機会をとらえて、周知徹底を図り、適切な経理事務に努めていく。	
(農政水産部耕地課)	
納品時、支払時の確認を徹底するとともに、発注、納品、検査、支払に係るマニュアルを作成し、不適正な事例が生じないよう職員に周知徹底した。	
今後も適正な会計事務処理に向けて指導、研修に努める。	
(土木交通部監理課)	
予算執行に係る総務部長依命通達を受け、平成17年度における予算の執行についての土木交通部通知の中で適正処理について徹底を図るとともに、4月8日に開催した部内各課および地方機関の総務経理担当者会議において、物品納品時における検査・支払事務の取り扱いについて改めて確認、徹底した。	

6 月 2 日に地方機関経理担当者を対象に会議を開催し、その後の対応について確認、検討を行った。

カラーコピーの単価契約にあたり、契約外規格の発注に関する取り扱いについての事項を仕様を追加するとともに、実態にあわせて規格の追加を行った。また、仕様の内容を定めるために本庁各課に照会する際には、改めて周知・徹底を図るとともに、落札業者に対しても規格外の受注に際しての取り扱いについて説明を行った。

(出納局)

出納局においては、青写真焼き付け等に係る支払事務において不適正な公金支出がなされたことを重く受けとめ、全所属に対し適正な会計処理が行われるよう平成16年8月19日付け滋出第649号「適正な会計事務の取扱について」で通知するとともに、財務会計担当職員に対しては業務研修(基本研修、部門研修)、新任出納員研修、財務会計実務職員研修等を通じて会計実務の基礎・基本の徹底と資質の向上に努めてきた。

今後とも、相互牽制機能を十分に発揮して適正に会計事務が執行されるよう指導・研修を充実していく。

(企業庁)

会計事務が単価契約に基づき適正に執行されるようグループリーダー会議や庶務・経理事務担当者会議において、単価契約事務に係る発注から納品確認、検収・支払に至るまでの事務処理フローや契約内容の再確認ならびに発注書控による納品確認の励行など契約の締結および会計事務処理過程におけるそれぞれの段階で、各担当職員が果たすべき役割とチェックすべき事項について周知徹底を図った。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監 査 の 意 見	○除雪用車両の購入時期について 除雪用車両は冬季に入る前に購入すべきものであるが、平成16年度に購入した3台の車両は、地域振興局との仕様の調整に時間を要し発注が遅れたため、購入が年度末となっている。地域振興局との連携を密にし適時に購入することにより、予算の有効な執行に努められたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(土木交通部道路課) 除雪用車両の整備は、保有車両の耐用年数や稼働状況、修理費用等を勘案し、更新を行うなど計画的に行っている。今回の購入の対象となった車両も、老朽化した車両の更新等のために購入しようとしたものである。 除雪用車両の購入については、12月から始まる雪寒期間に間に合わせるよう購入手続きを進めるため、年度当初より地域振興局の担当者等と仕様の協議を行い、8月上旬には業者との契約を行って、11月中旬には納入させることを通例としてきた。 今回、仕様の調整に時間を要し、納入が年度末になったが、今後はこのようなことが生じないよう道路課と地域振興局との連携を一層密にすることはもとより、執行担当者、グループリーダーおよび組織管理者等が進行管理を徹底し、適正な時期の執行を常に心がけていく。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監 査 の 意 見	○農業高校の教育財産の管理および有効活用について 農業高校においては、学科の見直しや生徒数の減少など、学科設立当初に比し教育環境が著しく変貌している中で、今後の農業高校における実習田や家畜など教育財産の管理のあり方について検討されたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(教育委員会事務局教育総務課) 甲南高校では、平成19年度から農林技術科、家庭科学科および薬業科を廃止し総合学科に改編する方向であり、その中で牛の飼育については取りやめる予定をしている。 今後も引き続き農業高校の学科見直しやカリキュラムの見直しを実施していく予定であ